

普通会計貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	55,581,126	固定負債	5,772,901
有形固定資産	54,659,999	地方債	5,772,901
事業用資産	11,797,847	長期未払金	-
土地	6,095,383	退職手当引当金	-
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	13,101,012	その他	-
建物減価償却累計額	△8,294,274	流動負債	733,245
工作物	878,080	1年内償還予定地方債	418,524
工作物減価償却累計額	△403,553	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	95,599
航空機	-	預り金	219,122
航空機減価償却累計額	-	その他	-
その他	-		
その他減価償却累計額	-	負債合計	6,506,146
建設仮勘定	421,200	【純資産の部】	
インフラ資産	42,816,778	固定資産等形成分	57,186,419
土地	34,858,761	余剰分(不足分)	△5,644,108
建物	787,756		
建物減価償却累計額	△463,645		
工作物	13,548,357		
工作物減価償却累計額	△6,513,832		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	599,382		
物品	248,693		
物品減価償却累計額	△203,319		
無形固定資産	0		
ソフトウェア	-		
その他	0		
投資その他の資産	921,127		
投資及び出資金	8,230		
有価証券	-		
出資金	8,230		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	79,910		
長期貸付金	-		
基金	840,686		
減債基金	20,521		
その他	820,165		
その他	-		
徴収不能引当金	△7,699		
流動資産	2,467,331		
現金預金	762,330		
未収金	56,640		
短期貸付金	25,000		
基金	1,580,293		
財政調整基金	1,580,293		
減債基金	-		
棚卸資産	48,500		
その他	-		
徴収不能引当金	△5,431		
資産合計	58,048,457	純資産合計	51,542,312
		負債及び純資産合計	58,048,457

普通会計行政コスト計算書

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

(単位：千円)

科目	金額
経常費用	8,138,409
業務費用	4,682,036
人件費	1,481,288
職員給与費	1,391,399
賞与等引当金繰入額	3,664
退職手当引当金繰入額	-
その他	86,225
物件費等	3,111,164
物件費	2,280,477
維持補修費	194,798
減価償却費	633,970
その他	1,918
その他の業務費用	89,584
支払利息	30,136
徴収不能引当金繰入額	13,045
その他	46,403
移転費用	3,456,373
補助金等	958,662
社会保障給付	1,591,208
他会計への繰出金	906,124
その他	380
経常収益	190,849
使用料及び手数料	81,988
その他	108,862
純経常行政コスト	7,947,560
臨時損失	1,398
災害復旧事業費	-
資産除売却損	908
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	490
臨時利益	339
資産売却益	339
その他	-
純行政コスト	7,948,619

普通会計純資産変動計算書

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日

(単位：千円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	52,009,273	57,100,816	△5,091,543
純行政コスト(△)	△7,948,619		△7,948,619
財源	7,459,451		7,459,451
税収等	5,496,534		5,496,534
国県等補助金	1,962,917		1,962,917
本年度差額	△489,168		△489,168
固定資産等の変動(内部変動)		78,475	△78,475
有形固定資産等の増加		923,106	△923,106
有形固定資産等の減少		△634,878	634,878
貸付金・基金等の増加		493,428	△493,428
貸付金・基金等の減少		△703,180	703,180
資産評価差額	-	-	
無償所管換等	8,637	8,637	
その他	13,569	△1,510	15,079
本年度純資産変動額	△466,962	85,603	△552,565
本年度末純資産残高	51,542,312	57,186,419	△5,644,108

普通会計資金収支計算書

自 平成30年 4 月 1 日

至 平成31年 3 月31日

(単位 : 千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	7,486,512
業務費用支出	4,030,139
人件費支出	1,477,625
物件費等支出	2,479,301
支払利息支出	30,136
その他の支出	43,078
移転費用支出	3,456,373
補助金等支出	958,662
社会保障給付支出	1,591,208
他会計への繰出支出	906,124
その他の支出	380
業務収入	7,585,206
税込等収入	5,509,139
国県等補助金収入	1,885,217
使用料及び手数料収入	81,988
その他の収入	108,862
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	98,694
【投資活動収支】	
投資活動支出	1,416,716
公共施設等整備費支出	923,106
基金積立金支出	468,610
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	25,000
その他の支出	-
投資活動収入	764,943
国県等補助金収入	77,700
基金取崩収入	661,904
貸付金元金回収収入	25,000
資産売却収入	339
その他の収入	-
投資活動収支	△651,773
【財務活動収支】	
財務活動支出	393,361
地方債償還支出	393,361
その他の支出	-
財務活動収入	954,900
地方債発行収入	954,900
その他の収入	-
財務活動収支	561,539
本年度資金収支額	8,460
前年度末資金残高	534,749
本年度末資金残高	543,208
前年度末歳計外現金残高	216,389
本年度歳計外現金増減額	2,733
本年度末歳計外現金残高	219,122
本年度末現金預金残高	762,330

普通会計 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
 - 取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建 物 15年～50年
 - 工作物 5年～60年
 - 物 品 3年～20年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
(ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。)
- ③ リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
該当ありません。
- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

該当ありません。

④ 損失補償等引当金

該当ありません。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（大治町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当ありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当ありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計
土地取得特別会計
- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲の差異
差異なし
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
実質赤字比率 -%
連結実質赤字比率 -%
実質公債費比率 1.6%
将来負担比率 -%
- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
該当ありません。
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額
823,058千円
- ⑧ その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
該当ありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 基準モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響額等
該当ありません。
- ② 売却可能資産の範囲及び内訳
範囲：該当ありません。
内訳：該当ありません。
- ③ 減債基金に係る積立不足額
該当ありません。
- ④ 基金借入金（繰替運用）
該当ありません。
- ⑤ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 6,644,787千円
- ⑥ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	5,730,524	千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	502,807	千円
将来負担額	8,921,803	千円
充当可能基金額	2,893,616	千円
特定財源見込額	-	千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 6,716,067 千円

- ⑦ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当ありません。
- ⑧ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない
法定外公共物
該当ありません。

(3) 行政コスト計算書に係る事項
該当ありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項
純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 11,806千円
既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	9,839,599千円	9,296,391千円
繰越金に伴う差額	534,748千円	-
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	198千円	198千円
資金収支計算書	9,305,049千円	9,296,589千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地取得事業特別会計）の分だけ相違します。

- ② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
資金収支計算書

業務活動収支 98,694 千

円

投資活動収入の国県等補助金収入 77,700 千

円

未収債権・未払債務等の増減 14,314 千

円

減価償却費 △ 633,970 千

円

賞与等引当金繰入額 △ 3,664 千

円

徴収不能引当金繰入額	△13,045 千
円	
資産除売却損	△908 千
円	
資産除売却益	339 千
円	
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△489,168 千円</u>

- ③ 一時借入金
 資金収支計算書上、一時借入金を増減額は含まれていません。なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。
- | | |
|-------------|----------|
| 一時借入金の限度額 | 50,000千円 |
| 一時借入金に係る利子額 | -千円 |
- ④ 重要な非資金取引
 該当ありません。